

航空従事者等に関する行政処分について

航空従事者等は、航空法に違反した場合等において、航空法第30条に基づきその資格が停止される等、行政処分の対象となります。以下の表は、過去の処分例です。

航空従事者等に係る資格：操縦士（定期運送用、事業用、自家用）、航空士（一等、二等）、航空機関士、航空通信士、航空整備士（一等、二等）、航空運航整備士（一等、二等）、航空工場整備士、操縦教員、
運航管理者

航空法第30条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は1年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

行政処分の内容	具体的過去事例
資格停止 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滑走路をオーバーランした。（定期運送用操縦士） ・ 未供用の滑走路に着陸した。（定期運送用操縦士・事業用操縦士）
資格停止 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室乗務員を機長席に着席させ写真撮影を行った。（定期運送用操縦士） ・ 航空身体検査基準に不適合な既往歴及び服薬を適切に申告せずに航空身体検査証明を取得し、運航を行った。（定期運送用操縦士・事業用操縦士）
資格停止 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管制からの離陸許可を受領しないまま離陸滑走を開始し、管制官が緊急停止指示を行った。（定期運送用操縦士） ・ 機材上の不具合に対して行った処置が不適切であったため、管制指示高度と大きく異なった高度を飛行した。（定期運送用操縦士）
資格停止 60 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程に違反した飲酒により翌日の乗務に支障を来し、定期便の出発が数時間の遅延となった。（定期運送用操縦士） ・ 4回にわたって、運航乗務員以外の者を操縦席に着席させ操縦桿に指を触れさせた。（定期運送用操縦士）
資格停止 1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の法令違反（航空身体検査証明の不適切な取得、航空機の運用限界を超える運航）を伴う運航で航空事故を発生させた。（自家用操縦士）
資格取り消し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の者に対し、操縦教員の地位を利用し虚偽の操縦訓練の飛行時間の証明を行った。（操縦教員）